



## 無料の点検商法にご注意！

### (相談事例)

「下水道工事が終わりましたよね？検査するので敷地内への侵入の許可がほしい」と電話がかかってきた。最近下水道が通ったばかりなので、てっきり市役所から依頼された検査だと思った。業者は「明日からご近所を点検して回る」と言うが、社名を名乗らないので不審に思い承諾しなかった。

何とか社名を聞き出し、市役所の下水道課に問い合わせると、「個人宅の敷地内を点検するような依頼はしていない。同様の問い合わせが数件入っている」と言われた。

### (アドバイス)

「市役所から依頼されている業者」と勘違いさせ、点検と称して排水管の清掃や、新たな工事を勧誘するのが目的と思われる。

- ◆不審に思ったらいったん電話を切り、市役所・役場に確認しましょう。
- ◆契約を急がせたり、その日のうちに工事を済ませてしまおうとする業者は、注意が必要です。
- ◆業者の訪問によって契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- ◆不安なときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。

## 「給料ファクタリング」と称するヤミ金融にご注意！！

### (相談事例)

新型コロナウイルスの関係で収入が減少したため、インターネットで検索して見つけた「給料ファクタリング」業者5社からお金を受け取った。どの業者も、受け取った金額に対して返済額は高額である。A社からは、受取額1万5千円に対して3万円を返済するように求められている。

返済期日が近づいたが、返済が困難で困っている。（20代 男性）

### (アドバイス)

- ◆インターネット広告等で、「借金ではない」「ブラックOK」などと宣伝し、「給料（給与）ファクタリング」と称するヤミ金融の取引に関する相談が寄せられています。
- ◆業者は、「債権の買い取りなので金銭の貸付ではない」などとうたっていますが、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当します。貸金業の登録を受けずにこのような業務を営む者は、**違法なヤミ金融**ですので、利用するのは絶対にやめましょう。
- ◆高額な手数料を請求されることに加え、勤務先や家族への強引な取り立ても発生しています。
- ◆借金のことなどで困ったら、まずは最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談して下さい。

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)  
 北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)  
 飯塚市 0948-22-0857 宗像市 0940-33-5454  
 大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999  
 糸島市 092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741

\* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)  
 ※ナビダイヤル通話料が発生します